

## 厚生年金 加入 漏れ

いつもお世話になっております。

年末年始の暖かさから、最近では極寒です。

今朝のニュースで、「冬バテ」という言葉を初めて耳にしました。

寒さと忙しさなどによるストレスで自律神経に関係する交感神経が高まってしまい、常に心と体が休むことができず、緊張状態をキープすることを言うらしいです。



皆様も気を付けて下さいね。

さて、株式会社や従業員5人以上の個人事業主は厚生年金に加入する義務(適用事業所)があります。

加入  
要件

・1日の所定労働時間がおおむね(社員の)4分の3以上かつ

・1ヶ月の労働日数がおおむね(社員の)4分の3以上の方に

ついては、加入が必要となってきます。

政府によると、厚生年金の加入資格があるにもかかわらず、国民年金に加入している人は200万人程度いるとのことでした。

旦那さんの扶養(3号)で仕事をされている方は、上記条件を満たした働き方をした時には、扶養を外れてしまい、ご自身で厚生年金を掛けなくてはいけなくなり、今まで保険料は実質「0」であったのが発生してしまい手取額が減ってしまうという点、会社側を保険料負担という双方が原因になっているのかもしれませんが。

手取額は少なくなりますが将来受け取る年金は多くなります。

条件に当てはまるのに未加入状態が続いた場合、調査などにより遡って加入しなければいけないので、気を付けたいところです。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。